

# 追加の規制改革事項等について

---



# 外国人留学生の在学中における創業活動の促進 《スタートアップビザの制度改善》

- 意欲と能力ある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなく国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）への切替えを可能とする所要の措置を実施【今年度内できるだけ速やかに実施】

現行

在留資格【留学】

留学生が在学中に創業活動  
を行うハードルは高い

(在学中に創業活動を行うことは可能)

卒業

~~スタートアップビザ~~  
(在留資格【経営・管理】の要件緩和)

【留学】からスタートアップビザへの  
在留資格を変更する仕組みがなく、  
⇒通常の在留資格【経営・管理】の取得が必要

在留資格【経営・管理】

措置の内容

在留資格【留学】

卒業

在学中及び卒業後帰国せずに在留資格【留学】  
からスタートアップビザへ切替可能にする

スタートアップビザ  
(在留資格【経営・管理】の要件緩和)

在留資格  
【経営・管理】

在学中に創業活動を行う  
ことは、引き続き可能

⇒外国人留学生のスタートアップビザ  
を活用した創業活動を促進



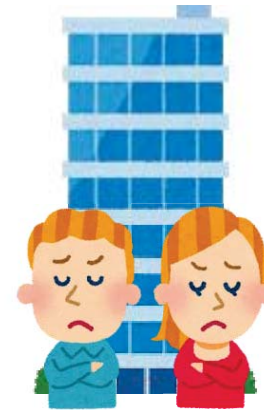
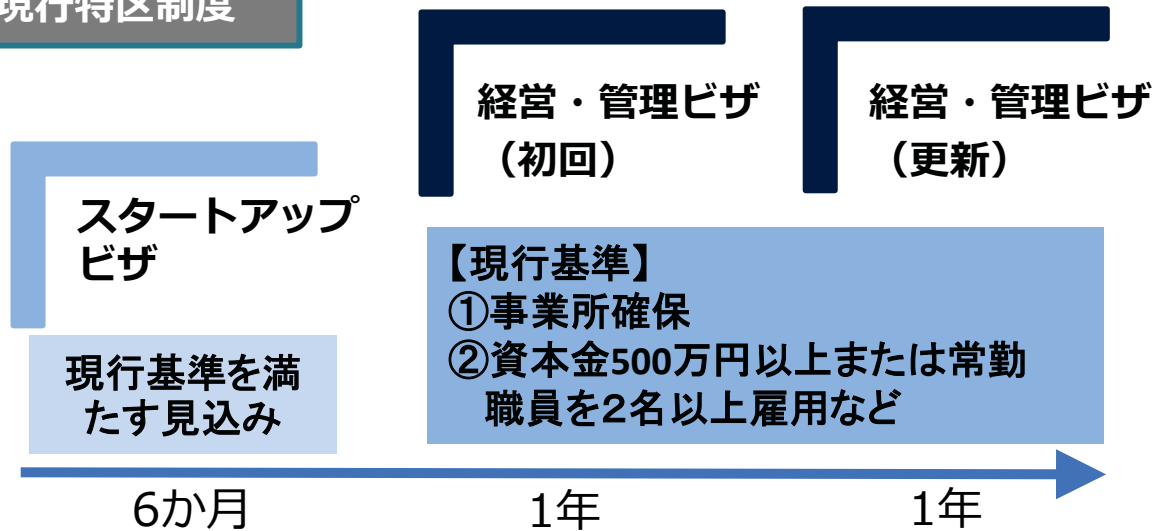
外国人  
留学生

# 外国人の日本での創業活動の促進

## 《スタートアップビザを活用する外国人の事業所確保要件の緩和》

- 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）に関し、在留資格「経営・管理」に必要な要件である事業所の確保について、一定期間、自治体が認定するコワーキングスペース等も事業所の対象として認める【今年度内できるだけ速やかに所要の措置を実施】
- 国家戦略特区内で認められているスタートアップビザを更に活用し、外国人による創業を促進する

### 現行特区制度



### 【現場からのニーズ】

入国後間もない外国人起業家は信用力が低く、6か月間でも事業所の確保が困難な場合が存在

### 措置の内容

事業所確保に係る要件について、経営・管理ビザの初回まで、自治体が認定するコワーキングスペース等も事業所の対象として認める

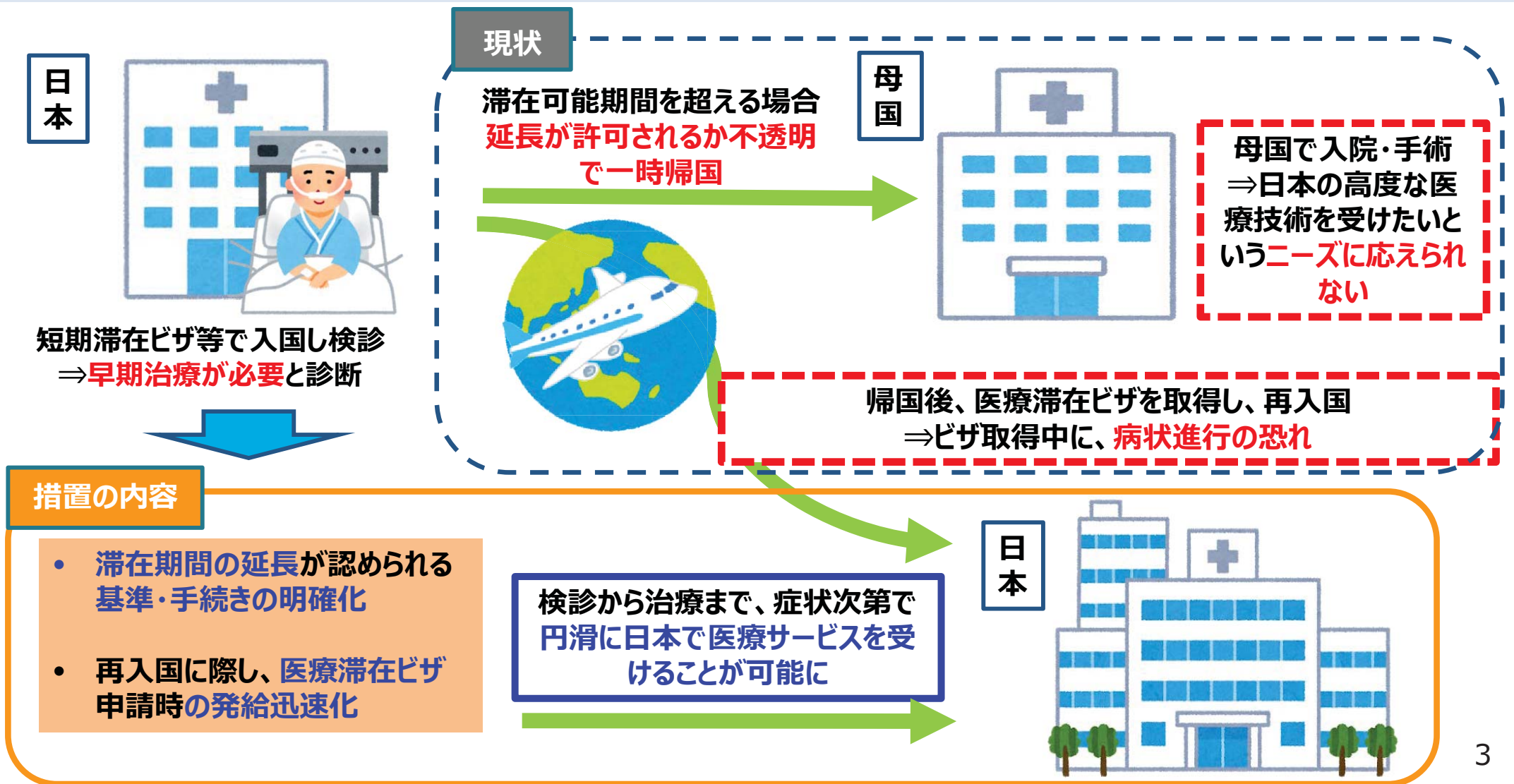
次回の在留資格更新時に、通常の要件を満たすことができるよう、自治体が継続的に支援



スタートアップビザのスムーズな活用を促し  
**外国人による創業促進**

## 《来日する外国人の医療面での受入環境整備》

- 来日する外国人に対し、早期治療が必要な場合の在留期間の延長や再入国時の迅速なビザ発給等が認められる基準・手続きを明確化する【今年度中の実施を目指す】
- 入国・在留に係る予見可能性の向上により、病状が進行する事態を解消し、円滑な受入れを推進する

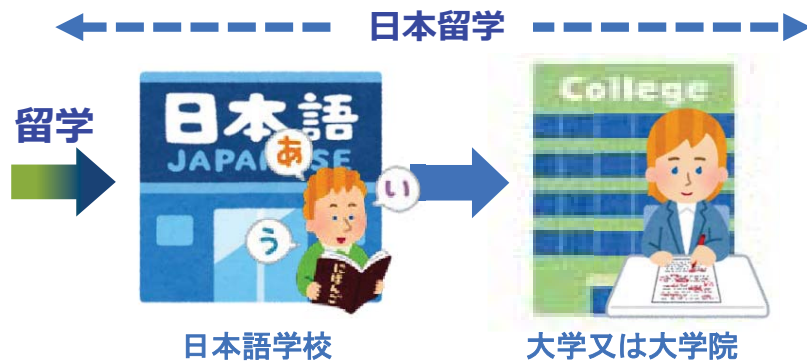


# 高度外国人材の確保の促進

## 《海外大学卒の留学生の就職活動継続の在留資格を認める特例措置》

- 優秀な外国人の日本企業就職の促進を図るため、海外の大学等を卒業後に来日した留学生が、日本語学校卒業後に就職活動の継続を希望する場合、一定の要件の下、就職活動継続のための在留を認める【今年度中に所要の措置を実施】

### ●日本の大学・大学院等卒業の留学生

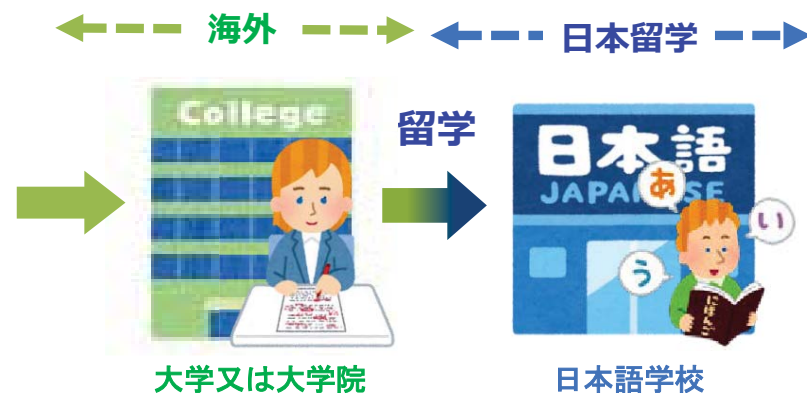


**就職活動延長  
最大1年※**

※地方自治体実施の就職支援  
事業に参加する場合は最大2年

**入社待ち**

### ●海外の大学・大学院卒業の留学生



現状

~~就職活動延長  
最大1年~~

卒業後  
就職活動延長不可により  
「帰国」又は「進学」

措置の内容

一定の要件の下、就職活  
動延長と入社待ちを認める

優秀な外国人材の  
日本企業就職の促進



日本企業就職

# 急増するインバウンド需要への対応 《外国人ダイビングインストラクターの活躍促進》

- 観光ダイビングを目的としたインバウンド需要が拡大する一方、沖縄をはじめ、全国のダイビングスポットで母国語対応できる外国人インストラクターが不足
- 外国人インストラクターも日本の潜水士免許が必須であり、潜水に係る海外の資格を保有する外国人インストラクターが潜水士免許を取得しやすくなるよう、申請マニュアルを公表【年内に実施】

## 現状



日本で  
ダイビングインストラクターを業  
とする場合、  
潜水士免許が必要

## 課題

外国人も  
潜水士免許の取得が必要

潜水士免許試験に  
合格する以外に、

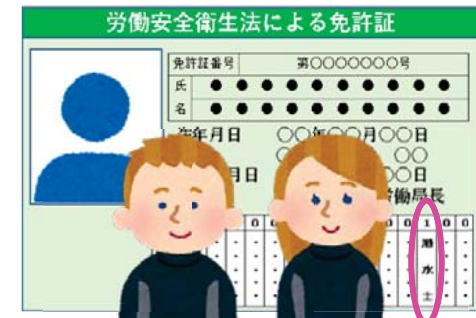
潜水に係る海外の資格を有してい  
る場合、条件によっては取得可能

- 申請プロセスが分かりにくい
- 取得可能か予見できない



✓ 外国人の取得は困難

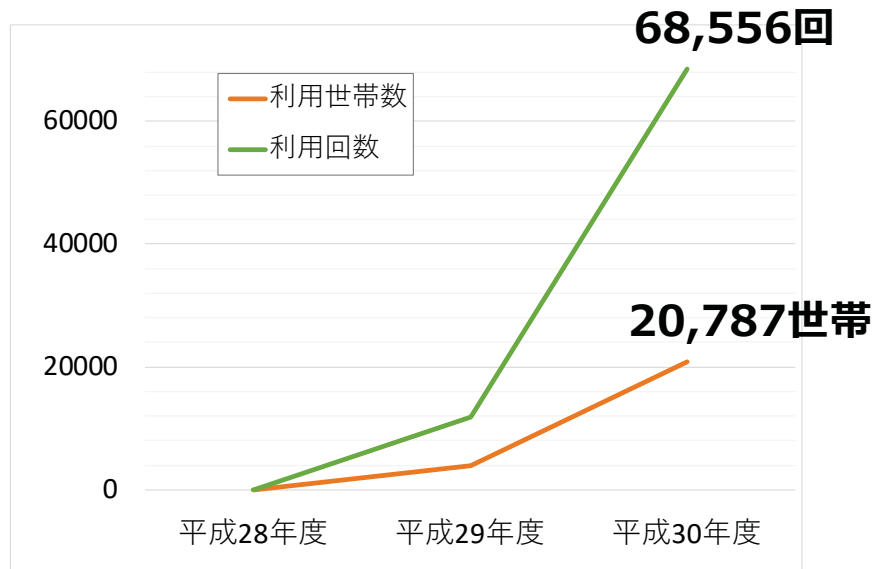
## 措置の内容



潜水士免許に相当する海外の  
資格を有する等、一定の要件  
を満たせば日本の潜水士免許  
を取得できることを周知するた  
め、申請マニュアルを公表

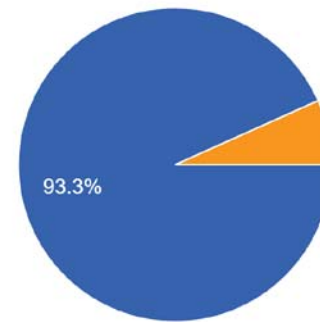
## 《家事支援外国人材の活躍機会拡大》

- 運用から3年目を迎えた家事支援外国人受入事業について、外国人材の更なる活躍により事業促進を図るため、在留期間の延長や運用実態を踏まえた各種の制度改善について検討し、結論を得て速やかに所要の措置を実施する【1年以内に結論を得て、速やかに所要の措置を実施】
- 本事業の利用促進を図り、家事の負担を減らし、働きやすい環境を整えることで、女性の活躍を後押しする



出典：国家戦略特別区域  
諮問会議資料より作成

164件の回答



- はい、同じ外国人スタッフにこれからもサービスをお願いしたい
- いいえ、別のスタッフに変更してほしい
- スタッフが変わることについて問題ない

出典：家事支援外国人受入事業  
実施事業者アンケート結果

### 利用者の93%が今後も同じ人材を希望

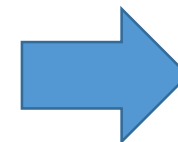


これまでに  
900人を超える  
人材を受入れ

## 在留期間の延長

現状

3年



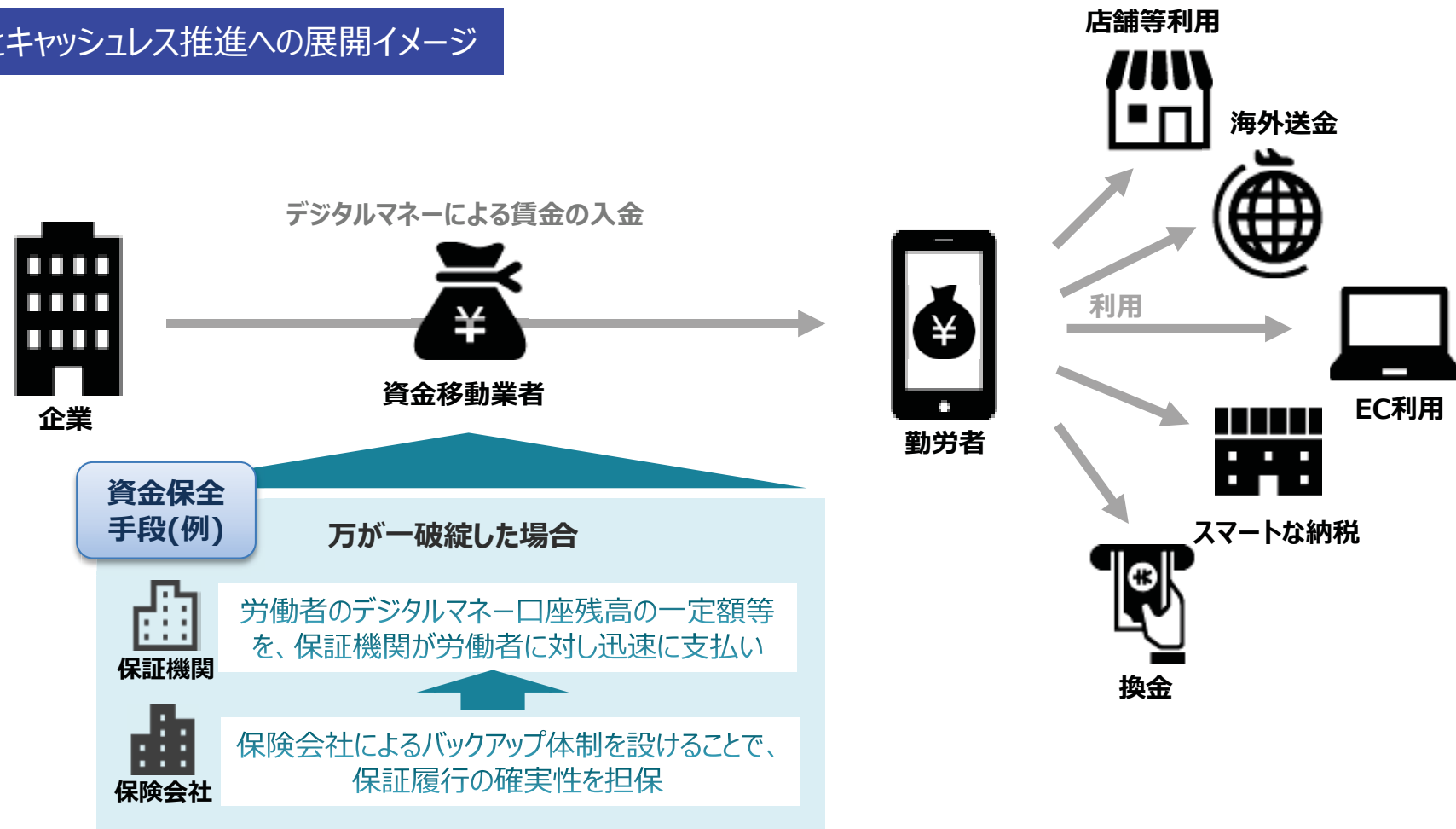
検討内容

5年

# キャッシュレス社会の促進 《デジタルマネーによる賃金支払いの解禁》

- 現金での直接支払いや銀行口座への振り込み等に限定されていた賃金支払いについて、労働者本人の同意を前提に、資金移動業者の口座への支払いも解禁する【来年度早期の実現を図る】
- 解禁の前提として、万が一、資金移動業者が破綻した場合であっても、十分な額が早期に労働者に支払われる資金保全手段の設計を早期に具体化する。併せて、必要なマネーロンダリング対策を実施する

## 解禁後の姿とキャッシュレス推進への展開イメージ

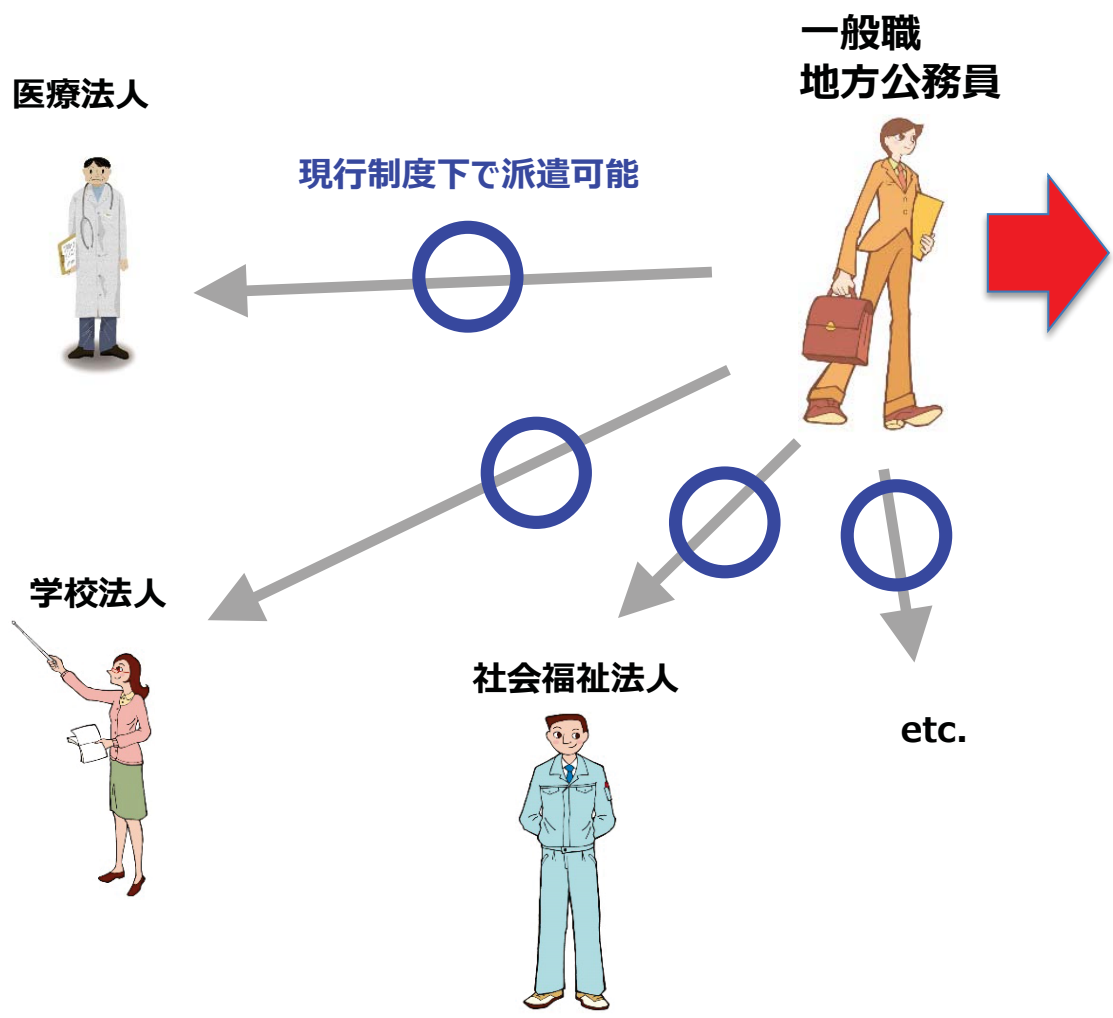




# 地域の産官学連携の促進 《国立大学法人への地方公務員派遣》

- 地域の産官学連携の活性化を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（公益的法人等派遣法）に基づく国立大学法人への派遣を可能とする【今年度中に実現】

※現行制度では、一般職の地方公務員を公益的法人等派遣法に基づき国立大学法人へ派遣することは不可。



**現行制度**

国立大学法人

公益的法人等派遣法に基づく派遣は不可

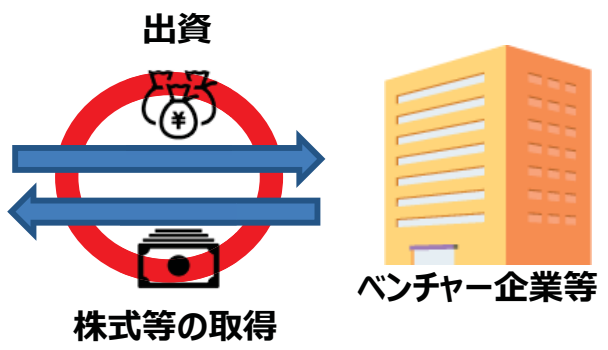
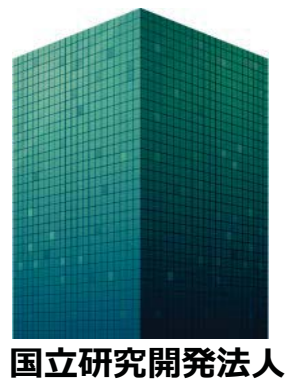
**措置の内容**

国立大学法人に派遣可能に

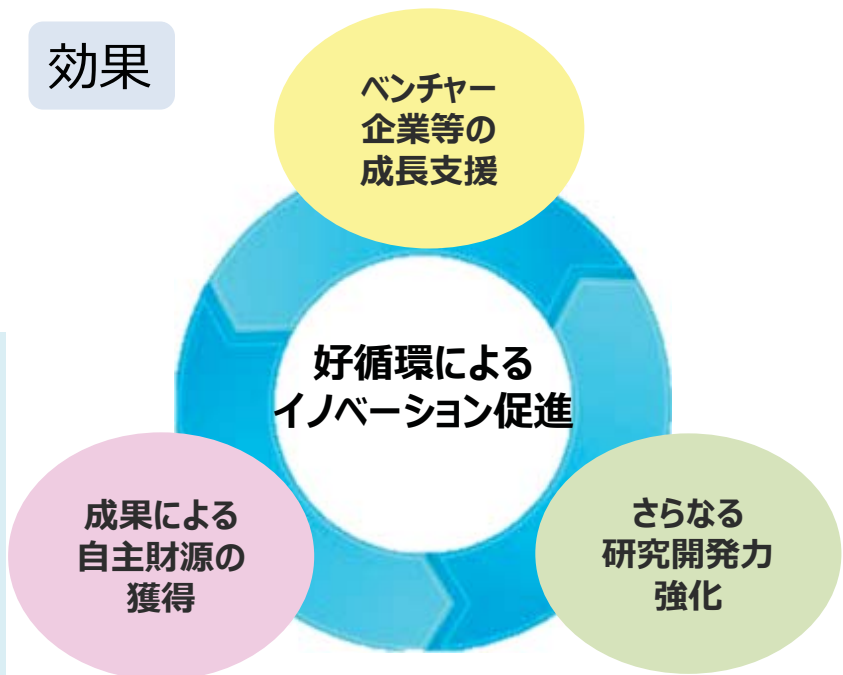
- ・大学の運営にかかわることができる
- ・官・学にまたがる立場で会議等に出席
- ・大学関係者と県行政双方の理解深化  
→地域の産官学連携を促進

# 《地方独立行政法人（試験研究機関型）の出資》

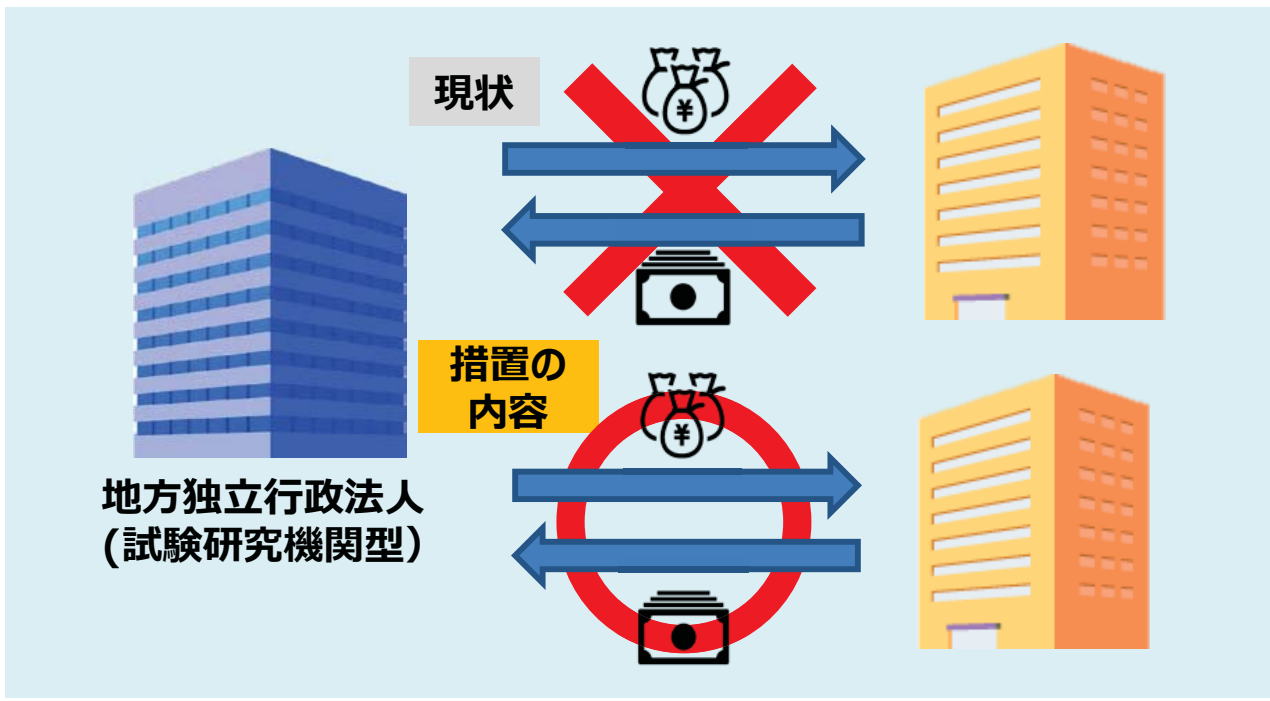
- 国立研究開発法人の例を参考にしつつ、試験研究を行う地方独立行政法人についても、ベンチャー企業等に対する出資業務を可能とする【検討を行い、速やかに結論を得る】
- ベンチャー企業等の成長支援、研究の成果による自主財源の獲得、更なる研究開発力強化の好循環を実現する



効果



イノベーションを通じた地域経済の活性化



# インフラ点検の研究開発促進 《実験用高速PLCの実証手続きの簡素化》

- 高速PLC機器を活用した実証実験について、場所・期間限定の設置許可については、自治体の適切な管理体制の下、手続きの簡素化を行う【今年度中に結論を得る】

## 現状

高速PLC機器※を使用した実験の実施に当たっては、実験の許可申請の要件として、「**他の通信設備への混信、障害を与えない技術的根拠**」の明示が必要。  
⇒**実験用許可申請前に事前の予備実験を要する等、迅速な実験実施が困難。**

※広域帯電力線搬送通信設備（高速PLC機器）

- ・電力線に通信信号を乗せ、高周波帯域（2MHz～30MHz）で、**高速通信が可能。**
- ・電力線、通信線の2重配線が不要となり**ロボットの小型化、調査範囲拡大が可能**となる。

## 措置の内容

場所・期間限定の設置許可については、**事前規制を最小化**し、実験中の電波調査等、**事後チェックに重点を置いた許可要件**とする手続きの簡素化を行う。

高速PLC機器を活用したインフラ点検の実証実験を促進・加速化



# ドローン開発・製造・運用の円滑化

## 《大型の無人航空機（ドローン）製造等にかかる規制の合理的な制度整備》

- 大型のドローンについて、国内での開発・製造から運用までを円滑にするため、事業者への規制の適用範囲や許可基準、必要書面の周知徹底を実施
- また、現場のニーズを把握した上で必要な検討を進め、必要な合理的規制・運用の実現を図る【サンドボックス関連法制度の施行と併せ、実現を図る】

### 現状

・大型の無人航空機（ドローン）を製造等する場合の**規制の内容や手続きが分からない事業者が存在**

※総重量（燃料等含む）が150kgを超える機体を製造する場合、航空機製造事業法上の「航空機」として申請の対象。

・特に、開発主体である**ベンチャー企業の**、規制の適用範囲や申請書類等の**認知度が低位**。

### 措置の内容

・規制省庁より、**事業者への規制の適用範囲や許可基準、必要書面の周知徹底**を実施。  
・現場のニーズを把握した上で、必要な検討を進め、サンドボックス関連法制度の施行と併せ、**必要な合理的規制・運用の実現を図る**。



・中山間地域での物流に大きな役割を担うものとして期待が強い150kg以上のドローンを製造する場合、どのように規制されているか分からない  
・申請に必要な提出書面が分からない



・スムーズな申請が可能になり、製造許可取得の事業者側のハードルが低下  
・大型ドローンの開発・製造・運用が円滑に

## 新薬開発の加速化

# 《外国医師による治験のための臨床教授等病院の指定要件の緩和》

- 健常成人を対象とした治験（第I相試験）に限り、一定の要件を満たす民間病院においても外国医師の臨床教授を認め、日本での治験を促進し、新薬開発のスピードアップを図る【今年度中の施行を目指す】

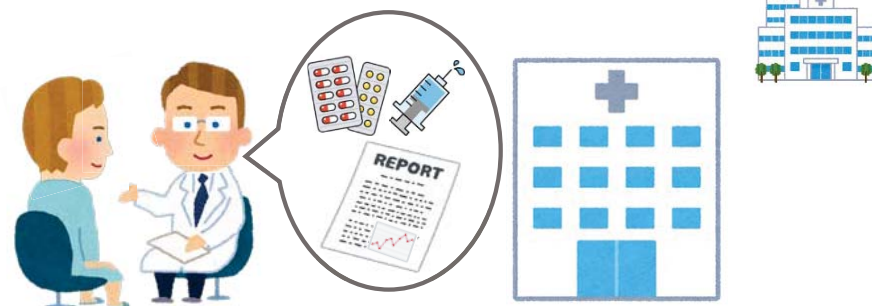
### ■現状

大学病院・特定機能病院以外の民間病院が臨床教授等病院として指定を受けるためには、臨床教授等病院として指定を受けた大学病院等との「**緊密な連携体制**」が必要とされている。



### ■措置の内容

治験の第I相試験についての実績とノウハウは民間病院に蓄積されていることを踏まえ、**治験体制が整った民間病院については、「緊密な連携体制」がなくても、臨床教授等病院として指定を受けることを可能とする。**



※臨床教授等…医療に関する知識・技能の教授や医学・歯学の研究を目的として、外国医師又は外国歯科医師が、臨床教授等病院において医業又は歯科医業を行うこと。

※臨床教授等病院…①大学病院、②特定機能病院、③国立高度専門医療研究センター、④臨床教授等病院として指定を受けた病院と緊密な連携体制が確保された病院のうち厚生労働大臣が指定する病院

○治験の第I相試験に限定し、臨床教授等が安全かつ適切に行われるための医療機関の能力及び実施体制について一定の要件を設定。

○地域医療への影響等の観点から、関係団体等との調整を行い、今年度中の施行を目指す。

### ■期待される効果

- ① **国際水準の治験ノウハウの取得**
- ② **外国医師と共同した質の高い治験を可能とし、製薬企業による日本での治験着手を促進**

# 農業の六次産業化の推進

## 《農家レストランの農用地区域内設置に係る特例措置の全国展開》

- 現在、国家戦略特区内でのみ認められている、農用地区域内への農家レストランの設置に係る特例措置について、全国展開を図る【今年度中に実現】

### 現状

農家レストランは、**国家戦略特区**での特例による場合を除き、農用地区域内に設置できない。

### 全国展開

国家戦略特区での活用事例検証を踏まえ、一定の要件を満たす農家レストランについて農用地区域内に設置を可能とする措置を**全国展開**する（農林水産省令改正）。

- (要件) ① 農業者が設置・管理するものであって、  
 ② 自己の農畜産物及び同一市町村内・農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として提供するレストラン

### 効果

- ・ 農業の六次産業化の推進
- ・ 所得向上
- ・ 雇用の確保

### 活用事例

○新潟市の例

**ラ・トラットリア・エストルト**

平成28年5月にオープン。フルーツマトや越後姫（いちご）などの自社生産の野菜等や、地元の食材を使ったパスタ、ピザなどを提供



○愛知県の例

**サンセットウォーカーヒル**

平成30年4月にオープン。自社生産のいちごや地元の食材を使った、風景も楽しめるレストラン

